

平成30年（行コ）第35号

石木ダム事業認定処分取消請求控訴事件

控訴人 岩下和雄外108名

被控訴人 国

意見陳述書(治水関係)

平成30年12月19日

福岡高等裁判所第4民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 田 箆 亮 博

控訴人ら代理人の田箆です。私からは、治水に関して意見を述べさせていただきます。

第1 はじめに

本件石木ダム事業の始まりは、昭和37年にダム建設を目的とした現地調査・測量が行われたところまで遡ります。今から振り返ると実に56年以上前の話です。長崎県は半世紀以上前からこのダム建設を画策してきました。

その結果、川原地区の住民達は50年以上にもわたり、自分の住み慣れた故郷・代々受け継いできた家を奪われるかもしれないという不安とともに生きてきたのです。川原地区の住民は、石木ダムの必要性がないことを確信し、理不尽に住み慣れた故郷を奪われることがないようにこれまで必死にダム計画と闘ってきました。起業者の主張をみると本当に石木ダムが必要で石木ダムを推進しているのではなく、ダム建設ありきでダムの必要性を導き出すために数字合わせをしているようにしか見えません。行政の恣意的な数字操作により、地権者達の生活が理不尽に奪われることのないよう、現実を直視した判断をお願い致します。

第2 数字合わせの実体

長崎県が行ってきた恣意的な数字操作を整理します。

1 計画規模

長崎県は昭和 37 年からダム建設を目論んでいました。しかし、当時の計画規模は 1/30 であり、1/30 では石木ダムは不要となってしまいます。そのため、昭和 50 年、長崎県は計画規模を 1/30 から 1/100 に変更することで石木ダムの必要性を作り出したのです。

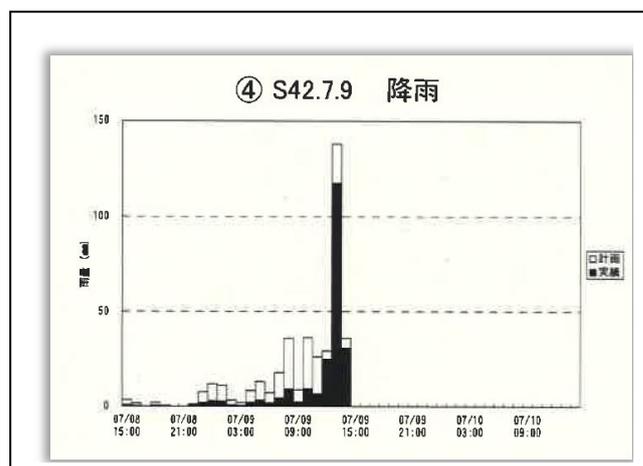
その後、石木ダムが建設されないまま、時は流れ、平成 17 年、長崎県は川棚川に河川整備基本方針を作成することにしました。その時点では川棚川の河川改修が進み流下能力が向上しています。平成 17 年の時点の河道状況を基に氾濫面積を計算すると計画規模が 1/50 となり石木ダムが不要となってしまいます。そのため、平成 17 年の河川整備基本方針で計画規模を求める時に 30 年前の昭和 50 年の河道を基に氾濫面積を求め 1/100 を維持しました。

これらは全て石木ダムの必要性を導き出すための数字の操作です。

2 基本高水流量

基本高水流量の設定においても数字による操作が行われています。

長崎県は計画規模 1/100 を前提に基本高水流量を算出するため 9 つの降雨パターンを算出しましたが、9 つのうち、8 つ高水流量は石木ダムが無くても河道整備だけで流下できるものでした。唯一、石木ダムの必要性を基礎づけるパターンが右図の昭和 42 年 7 月 9 日パターン



です。

図形からして 1 時間に集中的に降雨があるという特殊なパターンであることが読み取れます。逆にいうと、このような特殊なパターンの場合を想定しなければ長崎県の主張する 1400 m³/秒という基本高水流量は導きだせないのです。

この図は 1 時間雨量が突出しています。これほど突出しているのですから 1 時間あたりの降雨確率は重要です。控訴人らが 1 時間でこれだけの雨が降る確率（降雨強度）を計算したところ 500 年～1000 年に 1 度の確率規模となりました。この確率規模は 1/100 を大きく超えており本来棄却すべき降雨パターンといえます。

ところが、長崎県は 1 時間あたりの降雨強度を計算する必要がないと主張しています。長崎県にとってこの昭和 42 年の降雨パターンが石木ダムの必要性を基礎づける唯一の降雨パターンであるため、このパターンが棄却されてしまつては困るためと推察できます。

基本高水流量の設定では、あえて降雨強度を検討しないことで本来棄却されるべき降雨パターンを用いて石木ダムの必要性を導き出しているのです。

3 費用便益比の数字合わせ

さらに、控訴人らは島津氏の意見書を踏まえ費用便益比の主張を追加しています。費用便益比とはダムを建設することで得られる便益とダム建設にかかる費用を比較し、便益が費用を超えていなければならないというものです。すなわち、費用便益比では B（便益）／C（費用）が 1 を超えているかどうか重要です。

長崎県は石木ダムの費用便益比について 1.25 と算定していますが、嶋津氏は意見書内で石木ダムの費用便益比はまともに計算すれば 0.66 となると指摘しています。詳細は割愛しますが、両者の違いが生じる理由は長

崎県が「流水の正常な機能の維持」を大きな便益として評価しているからです。そもそも川棚川や石木川では、現在の川の流量でなんの問題も生じていないため石木ダムが出来たとしても「流水の正常な機能の維持」という便益が現実には生じることはありません。ところが、長崎県はこの便益を洪水調整機能の2倍もの数値として計上し費用便益比を1以上としているのです。ここでも数字の操作があると言わざるを得ません。

第3 最後に

石木ダムは必要ありません。必要ないからこそ、上記のように長崎県として無理をして数字を操作することでしか必要性を作り出せないのです。石木ダムには本当に必要性があるのか、数字の操作によって恣意的に必要性が作り出されているだけではないのか、控訴審において十分に審理して頂きたいと思います。

以上